

（第70号議案）

【第1条関係】中野区職員の分限に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条（略）                      （休職の期間）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前2項の規定の適用については、前2項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項第1号及び同条第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、「3年に満たない場合」とあるのは「法第22条の2第1項第1号及び同条第2項の規定に基づき任命権者が定める任期に満たない場合」とする。</u></p> <p>4 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。</p> <p>5 第2条第1項の規定による場合における休職期間は、人事委員会規則の定めるところによる。</p> <p>第5条（略）                      （復職）</p> <p>第6条 第4条第1項（<u>同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>）、第2項（<u>同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>）及び第5項に規定する休職期間中であつても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第7条～第9条（略）                      附則（略）</p>	<p>第1条～第3条（略）                      （休職の期間）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。</p> <p>4 第2条第1項の規定による場合における休職期間は、人事委員会規則の定めるところによる。</p> <p>第5条（略）                      （復職）</p> <p>第6条 第4条第1項、第2項及び第4項に規定する休職期間中であつても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第7条～第9条（略）                      附則（略）</p>

【第2条関係】中野区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>（通則）</p> <p>第1条 中野区非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の2第1項第1号に掲げる職員及び第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>以下「職</p>	<p>（通則）</p> <p>第1条 中野区非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並び</p>

員」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。	にその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。
第2条～第5条 (略)	第2条～第5条 (略)
附則 (略)	附則 (略)

【第3条関係】外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条 (略) (職員の派遣)	第1条 (略) (職員の派遣)
第2条 (略) (1)～(5) (略)	第2条 (略) (1)～(5) (略)
2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(特別区人事委員会規則で定める職員を除く。)	(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員(特別区人事委員会規則で定める職員を除く。)
(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)
第3条～第8条 (略)	第3条～第8条 (略)
附則 (略)	附則 (略)

【第4条関係】中野区職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第13条 (略) (部分休業をすることができない職員)	第1条～第13条 (略) (部分休業をすることができない職員)
第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員	(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u> (地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)	(2) 非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)
<u>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u>	

<p><u>イ 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第15条 部分休業の承認は、正規の勤務時間(前条第2号ア及びイのいずれにも該当する非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、当該職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第19条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p> <p>第16条～第18条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第15条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条～第18条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>
---	--

【第5条関係】中野区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>第4条～第7条 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>第4条～第7条 (略)</p>

附 則 (略)

附 則 (略)

【第6条関係】中野区職員の配偶者同行休業に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条 (略) (配偶者同行休業の承認)	第1条 (略) (配偶者同行休業の承認)
第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。ただし、次に掲げる職員については、この限りでない。 (1) 法第22条の規定により条件付採用となっている職員 (2) (略)	第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。ただし、次に掲げる職員については、この限りでない。 (1) 法第22条第1項の規定により条件付採用となっている職員 (2) (略)
第3条～第9条 (略) 附 則 (略)	第3条～第9条 (略) 附 則 (略)

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条中第2条第2項第3号の改正規定（「条件付採用」を「条件付採用」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。